

令和6年第6回上里町議会定例会会議録第4号

令和6年12月13日（金曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第20 (町長提出議案第63号) 上里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第21 (町長提出議案第64号) 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 (町長提出議案第65号) 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 (町長提出議案第66号) 上里町犯罪被害者等支援条例について
- 日程第24 (町長提出議案第67号) 令和6年度上里町一般会計補正予算(第7号)について
- 日程第25 (町長提出議案第68号) 令和6年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第26 (町長提出議案第69号) 令和6年度上里町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第27 (町長提出議案第70号) 令和6年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第28 (町長提出議案第71号) 令和6年度上里町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第29 (町長提出議案第72号) 令和6年度上里町下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第30 (町長提出議案第73号) 令和6年度上里町農業集落排水事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第31 (意見書第8号) 美里町の埼玉県議会議員選挙区を北第3区から北第2区に戻すことに関する意見書(案)について
- 日程第32 (意見書第9号) 学費値上げを中止し、値下げし「学費ゼロ」を求める意見書(案)について
- 日程第33 (意見書第10号) 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(案)について
- 日程第34 常任委員の所属変更について
- 日程第35 (選挙第9号) 児玉郡市広域市町村圏組合議会議員選挙について

- 日程第 36 選挙第 10 号 本庄上里学校給食組合議会議員選挙について
- 日程第 15 議員の派遣について

出席議員（12人）

1番	石井慎也君	3番	金子義則君
4番	戸矢隆光君	5番	高橋勝利君
6番	飯塚賢治君	7番	猪岡壽君
8番	齊藤崇君	9番	植原育雄君
10番	高橋正行君	12番	杳澤幸子君
13番	高橋仁君	14番	黛浩之君

欠席議員（2人）

2番	伊藤覚君	11番	新井實君
----	------	-----	------

説明のため出席した者

町長	山下博一君	副町長	島田邦弘君
教育長	齊藤雅男君	総務課長	山下容二君
総合政策課長	吉村貴文君	くらし安全課	関口博之君
町民福祉課長	及川慶一君	健康保険課長	亀田真司君
高齢者いきいき課長	山田隆君	上下水道課長	飯島博君

事務局職員出席者

事務局長	神村輝行	係長	荒井純一
主査	長谷川紀江		

◎開 議

午前9時1分開議

○議長（飯塚賢治君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。



◎日程の追加について

○議長（飯塚賢治君） お諮りいたします。

ただいま町長から、議案第63号 上里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての件、議案第64号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件、議案第65号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件、議案第66号 上里町犯罪被害者等支援条例についての件、議案第67号 令和6年度上里町一般会計補正予算（第7号）についての件、議案第68号 令和6年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての件、議案第69号 令和6年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての件、議案第70号 令和6年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての件、議案第71号 令和6年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）についての件、議案第72号 令和6年度上里町下水道事業会計補正予算（第1号）についての件、議案第73号 令和6年度上里町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についての件、以上11件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、日程の順番を変更し、直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第63号 上里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての件、議案第64号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件、議案第65号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件、議案第66号 上里町犯罪被害者等支援条例についての件、議案第67号 令和6年度上里町一般会計補正予算（第7号）についての件、議案第68号 令和6年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての件、議案第69号 令和6年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての件、議案第70号 令和6年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての件、議案第71号 令和6年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）についての件、議案第72号 令

和6年度上里町下水道事業会計補正予算（第1号）についての件、議案第73号 令和6年度上里町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についての件、以上の11件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎日程第20 町長提出議案第63号 上里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

◎日程第21 町長提出議案第64号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

◎日程第22 町長提出議案第65号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（飯塚賢治君） 日程第20、町長提出議案第63号 上里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、日程第21、町長提出議案第64号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第22、町長提出議案第65号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、以上の3件を会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

なお、議案第63号から議案第65号までの説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） では、議案第63号 上里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について並びに議案第64号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第65号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括いたしまして、提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、令和6年8月8日付の人事院勧告及び同年10月17日付埼玉県人事委員会勧告を踏まえ、職員の給与及び期末手当並びに勤勉手当の改定を行うとともに、上里町長、副町長、教育委員会教育長及び議会の議員の期末手当の改定をいたしたく、所要の改正を行いたく、本案を提出するものでございます。

続きまして、改正の概要についてですが、本年の人事院勧告等における給与勧告に係る要点を申し上げますと、月例給、ボーナスともに、昨年引き続き引上げとなっております。

まず、月例給では、民間との間に差があることを踏まえ、初任給及び若年層に重点を置きつつ、中高年齢層も含めて全ての職員の給料月額を引き上げ、高卒で採用された場合の初任給については2万4,900円、大卒で採用された場合の初任給については2万3,200円引き上げることとし、全職員において2万6,300円から3,300円の引上げを行い、官民の給与差が縮小することとなることを基本とした改定となっております。

次に、ボーナスについても0.1月分引き上げ、年間で見ますと、現行の4.5月から4.6月へ支給月数が改定されます。なお、この引上げ分については、期末手当及び勤勉手当に反映いたします。

政府においては、既に11月29日付で人事院勧告どおりの内容で閣議決定をされており、給与法の一部改正案につきましても、第216回臨時国会において、昨日12月12日に衆議院で審議され可決されております。また、埼玉県におきましても、12月の定例議会で対応とのことでございます。

続きまして、議案ごとに改正概要及び条文の内容について御説明申し上げます。

初めに、議案第63号についてでございますが、上里町職員の給与に関する条例等として、関係条例3本の一部改正を5条建てで行い、給料表の改定及び期末手当並びに勤勉手当の支給月数を改定いたします。

まず、第1条並びに第2条は、上里町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

初めに、第1条について御説明申し上げます。

まず、第17条第2項は、一般職員の期末手当の額に係る条文となっており、期末手当の支給月数を100分の122.5から100分の127.5に改めます。

第3項は、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の額に係る条文となっておりまして、同じく期末手当の支給月数を100分の68.75から100分の71.25に改めます。この支給月数の改定による今年度の期末手当の増額は、一般職員については約578万4,000円、再任用職員については約1万9,000円でございます。

続いて、第18条第2項第1号は、一般職員の勤勉手当の額に係る条文となっており、勤勉手当の支給月数を100分の102.5から100分の107.5に改めます。

同項第2号は、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の額に係る条文となっており、同じく勤勉手当の支給月数を100分の48.75から100分の51.25に改めます。この支給月数の改定による今年度の勤勉手当の増額は、一般職員については約520万5,000円、再任用職員については約1万7,000円でございます。

続きまして、別表につきまして、行政職給料表(一)を改正いたします。民間の初任給との間に差があることを踏まえ、新採用職員の初任給及び若年層に重点を置きつつ、中高年齢層を含

んだ全職員を対象に2万6,300円から3,300円の引上げを行い、官民の格差の縮小を図っております。定年前再任用短時間勤務職員につきましても、4,400円から3,300円の引上げを行っております。給料表改正に伴う今年度の増額は、約2,715万1,000円となります。

次に、第2条についてですが、令和7年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定が主な内容となっており、一般職員の期末手当の支給月数について、100分の127.5から100分の125に改め、定年前再任用短時間勤務職員について、100分の71.25から100分の70に改めます。また、一般職員の勤勉手当の支給月数について、100分の107.5から100分の105に改め、定年前再任用短時間勤務職員について、100分の51.25から100分の50に改めます。

続いて、第3条については、上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正となっており、第7条第1項に規定する特定任期付職員に係る給料表を改めます。1号給から5号給までの全てを改正するもので、1万9,000円から1万2,000円の引上げとなります。

また、第8条に規定する特定業務等従事任期付職員に係る給料表についても改正いたします。1級から5級までの全ての級について改正を行い、定年前再任用短時間勤務職員と同様に、4,400円から3,000円の引上げを行うものです。

なお、当町においては、特定任期付職員及び特定業務等従事任期付職員として採用している職員は現在おりません。

続いて、第4条並びに第5条については、上里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

第4条は、第1号会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定を行うものでございます。第8条は、期末手当の額に係る条文となっており、期末手当の支給月数を100分の122.5から100分の127.5に改めます。また、第8条の2は、勤勉手当の額に係る条文となっており、勤勉手当の支給月数を100分の102.5から100分の107.5に改めます。

第5条は、令和7年度以降の第1号会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定を行うものでございます。第8条に規定する期末手当の支給月数を100分の127.5から100分の125に改めます。また、第8条の2に規定する勤勉手当の支給月数を100分の107.5から100分の105に改めます。

最後に、附則について御説明申し上げます。

附則第1条第1項は、施行期日の説明でございます。施行日は公布の日から施行といたしますが、第2条及び第5条につきましては、令和7年4月1日からの施行といたします。

附則第1条第2項では、一般職員に係る給料表及び任期付職員に係る給料表の改定につきましては、令和6年4月1日から遡及適用すると定めます。

附則第1条第3項では、第1条の規定による改正後の給与条例に係る期末手当及び勤勉手当

の改正規定並びに第4条の規定による改正後の会計年度任用職員条例に係る期末手当及び勤勉手当の改正規定について、令和6年12月1日から遡及適用すると定めます。

続いて、附則第2条では、改正後の給与条例及び任期付職員給与条例を適用する場合、これまでに支給された給与を、改正後においては改正後の給与の内払いとみなす旨の規定を定めます。

附則第3条では、前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で別に定めるものとしております。

続きまして、議案第64号について御説明申し上げます。

議案第64号は、上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例についての一部改正を4条建てで行うもので、それぞれの期末手当の支給月数を改定いたします。職員の期末手当並びに勤勉手当の支給月数が合計で0.1月分引き上げられましたので、特別職3役の期末手当の引上げを同様に言い、改正を行うものでございます。

第1条並びに第2条は、上里町長及び副町長の給与等に関する条例の一部改正、第3条並びに第4条が、上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正でございます。

まず、第1条は、町長及び副町長の令和6年度の支給に関する改正内容となり、第5条第2項で定められている期末手当の支給月数を100分の225から100分の235に改めます。

第2条は、令和7年度以降の支給に関する改正内容となり、同様に期末手当の支給月数を100分の235から100分の230に改めます。

第3条は、教育長の令和6年度の支給に関する改正内容となり、同様に100分の225から100分の235に改め、第4条において、100分の235から100分の230に改めます。改正に伴う今年度の期末手当の増額につきましては、3役につきまして、全体で約23万2,000円となります。

附則につきましては、施行期日を規定し、第1条及び第3条については公布の日から施行、令和6年12月1日からの適用とし、第2条及び第4条については、令和7年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第65号について御説明申し上げます。

議案第65号につきましては、上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を2条建てで行い、期末手当の支給月数を改定いたします。職員の期末手当並びに勤勉手当の支給月数が合計で0.1月分引き上げられましたので、3役と同様に議会議員の期末手当の引上げを行い、改正を行うものでございます。

第1条は、令和6年度の支給に関する改正内容となり、第5条第2項で定められている期末手当の支給月数を100分の225から100分の235に改めます。

第2条は、令和7年度以降の支給に関する改正内容となり、同様に期末手当の支給月数を

100分の235から100分の230に改めます。改正に伴う今年度の期末手当の増額につきましては、議会議員全体で約37万6,000円となります。

附則につきましては、施行期日を規定し、第1条については公布の日から施行、令和6年12月1日からの適用とし、第2条については令和7年4月1日から施行とするものでございます。

以上をもちまして、上里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例、上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての一括議案により、提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第63号 上里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

これより議案第64号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

これより議案第65号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改

正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 町長提出議案第66号 上里町犯罪被害者等支援条例について

○議長（飯塚賢治君） 日程第23、町長提出議案第66号 上里町犯罪被害者等支援条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 議案第66号 上里町犯罪被害者等支援条例についての提案説明を申し上げます。

条例制定の趣旨でございますが、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進するとともに、万が一犯罪被害者になってしまった方や、その御遺族等に対する支援に取り組むため、新たな条例を制定させていただくものでございます。

続きまして、各条文の内容について御説明申し上げます。

第1条は、目的として、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減、または回復を図り、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的といたします。

第2条は、用語の定義として、本条例で用いる用語を規定いたします。

第3条は、基本理念として、犯罪被害者等は個人の尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するものといたします。また、犯罪被害者等の支援は、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、適切に途切れることなく行わなければならないものといたします。

また、犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することのないように行われるとともに、個人情報 の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行わなければならないものといたします。

第4条から第6条までは、町、町民等、事業者の責務を規定しております。

まず、町の責務といたしましては、関係機関等と相互に連携を図り、犯罪被害者等の支援に関する施策を実施するものとします。

また、町民等及び事業者は、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穩を害すること等のないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の趣旨を理解し、協力するよう努めるものといたします。

また、事業者は、犯罪被害者等の就労及び勤務について、十分配慮するよう努めるものとします。

第7条は、相談及び情報の提供等として、町は犯罪被害者等からの相談等に応じるための窓口を設置し、関係機関等との連絡調整を行うものといたします。

第8条は、見舞金の支給として、町は犯罪行為により死亡した者の遺族または傷害を受けた者に対し、経済的負担を軽減するため、見舞金を支給するものとします。

第9条は、人材の育成等として、町は犯罪被害者等の支援を適切に行うため、支援を行う人材の育成等に必要な措置を講ずるものとします。

第10条は、民間支援団体への支援として、町は民間支援団体の活動の促進を図るため、必要な情報の提供等の支援を行うものとします。

第11条は、町民等及び事業者の理解の増進として、町は町民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供等の必要な措置を講ずるものとします。

第12条は、意見等の反映として、町は犯罪被害者等からの意見等を把握し、犯罪被害者等の支援に関する施策に反映させるように努めるものとします。

第13条は、委任として、条例の施行に関する必要な事項を規則で定めることといたします。

また、見舞金の支給は、令和7年1月1日以降に行われた犯罪行為により死亡した者の遺族または障害を受けた者について適用いたします。

施行期日につきましては、令和7年1月1日といたします。

以上をもちまして、上里町犯罪被害者等支援条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

9番植原育雄議員。

〔9番 植原育雄君発言〕

○9番（植原育雄君） 今回の犯罪被害者の上里町の条例の制定でありますけれども、犯罪被害者となった方々は、その被害に対する経済的支援や医療福祉サービス、刑事手続での扱い、

二次的被害の配慮等、国民の理解不足もあって、犯罪被害者の尊厳と権利保護が不十分であったために、平成16年12月に犯罪被害者基本法が制定をされました。今回、上里町も、これに関する条例の制定をすることになります。

それで、私がちょっと教えていただきたいのは、犯罪被害者の認定でありますけれども、例えば、犯罪を犯した既決犯罪通知書というのが、上級官庁から今までも送られてきていると思うんですけれども、今回の条例の犯罪被害者の認定について、どのような方法で確認が取られるようになるか、そこら辺について質問したいと思います。

○議長（飯塚賢治君）　くらし安全課長。

〔くらし安全課長 関口博之君発言〕

○くらし安全課長（関口博之君）　植原議員の御質問に御説明をさせていただきます。

今回の条例の中で、犯罪被害者につきまして、定義のほうがございます。この中で、犯罪等につきましては、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為、また、犯罪行為とはどのようなものか。犯罪行為とは、日本国内または日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた人の生命または身体を害する罪に当たる行為、犯罪被害者等というのは、その犯罪等により害を被った者及びその家族または遺族を言うということで、定義のほうがされてございます。

こちらの条例を制定する上で、当然、警察のほうといろいろな協議を十分にさせていただいて、犯罪被害者に当たるケースというのを確立するためには、十分な協議をもってお互いに決定するというような形で協議の下、お話のほうを進めてきておりました。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（飯塚賢治君）　9番植原育雄議員。

○9番（植原育雄君）　警察と協議をするのはいいんですけれども、この方を犯罪被害者ということに認定するかどうかというのは、上級の官庁のほうから通知書が来ないと分からないと思うんですよね。そこまでは、通知が来るかどうか。勝手に警察と協議して決めるわけにいかないと思いますので、例えば戸籍の事務の関係なんかは、既決犯罪通知書が上級の官庁から送られてきまして、公民権の停止とか、そこら辺のところも対応できるわけですがけれども、上級官庁から通知というのは来ないんですかね。

○議長（飯塚賢治君）　町民福祉課長。

〔町民福祉課長 及川慶一君発言〕

○町民福祉課長（及川慶一君）　植原議員の御質問に御説明させていただきます。

今、議員さんがおっしゃられたのは、恐らく私ども町民福祉課で受けている既決犯罪通知書の扱いの関係かなと思います。

既決犯罪通知書につきましては、基本的に裁判で有罪確定した通知が来るところでございます。今回御提案申し上げております支援条例につきましては、基本理念第3条におきまして、犯罪被害者の支援は、犯罪被害等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間ということで、させていただいているところでございます。

すなわち、裁判で確定したから支援をするというよりは、むしろ犯罪で被害を受けたその時点から見舞金を支給するというのが基本的な理念でございますので、その点につきまして御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第66号 上里町犯罪被害者等支援条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第24 町長提出議案第67号 令和6年度上里町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（飯塚賢治君） 日程第24、町長提出議案第67号 令和6年度上里町一般会計補正予算（第7号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第67号 令和6年度上里町一般会計補正予算（第7号）について御説明いたします。

本補正予算は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,889万4,000円を追加し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ116億7,939万4,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款20繰越金が2,889万4,000円の増額補正となり、前年度繰越金の増額となっております。歳入合計は、現計予算に対しまして2,889万4,000円を追加し、116億7,939万4,000円とするものでございます。

3ページを御覧ください。

続いて、歳出でございます。

計上した全ての款の補正内容の共通点が、人事院勧告等に伴う特別職及び一般職の給与費等の増額となっております。

初めに、款1議会費は、42万3,000円の増額補正となっております。

款2総務費は、812万2,000円の増額補正となり、職員給与費等のほかに、防犯まちづくり事業に係る犯罪被害者見舞金の増額となっております。

款3民生費は、1,166万2,000円の増額補正となり、職員給与費等のほかに、各特別会計における給与費の財源として、繰出金の増額となっております。

款4衛生費は、128万8,000円の増額補正となっております。

款5農林水産業費は、33万1,000円の増額補正となっております。

款6商工費は、70万円の増額補正となっております。

款7土木費は、45万7,000円の増額補正となっております。

款9教育費は、591万1,000円の増額補正となっております。

歳出合計につきましても、歳入同様、現計予算に対しまして、2,889万4,000円を追加し、116億7,939万4,000円とするものでございます。

以上、令和6年度上里町一般会計補正予算（第7号）の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長がお手元の一般会計補正予算資料で御説明申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 吉村貴文君補足説明〕

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第67号 令和6年度上里町一般会計補正予算（第7号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第25 町長提出議案第68号 令和6年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（飯塚賢治君） 日程第25、町長提出議案第68号 令和6年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

[副町長 島田邦弘君発言]

○副町長（島田邦弘君） 御提案申しあげました議案第68号 令和6年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

本補正予算は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ91万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億9,203万8,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款6繰入金が、91万9,000円の増額補正で、職員給与費等繰入金が増額となっております。歳入合計は、現計予算に対しまして91万9,000円を追加し、34億9,203万

8,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款1総務費は、91万9,000円の増額補正で、内容は会計年度任用職員の給与費の増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対しまして91万9,000円を追加し、34億9,203万8,000円とするものでございます。

以上、令和6年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の提案説明を申し上げました。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第68号 令和6年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 町長提出議案第69号 令和6年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）
について

○議長（飯塚賢治君） 日程第26、町長提出議案第69号 令和6年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第69号 令和6年度上里町介護保険特別

会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

本補正予算は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ291万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億1,479万1,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款2国庫支出金は50万9,000円の増額補正で、地域支援事業交付金の増額となっております。

款3支払基金交付金は、2万2,000円の増額補正で、地域支援事業支援交付金の増額となっております。

款4県支出金は、25万7,000円の増額補正で、地域支援事業交付金の増額となっております。

款5繰入金は、181万2,000円の増額補正で、一般会計繰入金の増額となっております。

款6繰越金は、31万9,000円の増額補正で、前年度繰越金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対しまして291万9,000円を追加し、22億1,479万1,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款1総務費は、155万5,000円の増額補正で、内容は会計年度任用職員の給与費の増額となっております。

款4地域支援事業は、136万4,000円の増額補正で、内容は職員及び会計年度任用職員の給与費の増額となっております。

歳出合計も歳入合計同様、現計予算に対しまして291万9,000円を追加し、22億1,479万1,000とするものでございます。

以上、令和6年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありますか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） すみません、介護保険の場合は他の会計と違って、交付金等が入っ

て、入としても入っているわけなんですけれども、今回の人事院勧告に伴う給与改定や一時金の改定の部分を除く町の繰入金と、県と国の交付金との割合からいくと、繰入金が非常に多かったかなというふうに思います。その辺はどのような内訳になっているのか、お聞きしたいと
思います。

○議長（飯塚賢治君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 山田 隆君発言〕

○高齢者いきいき課長（山田 隆君） 杓澤議員の御質問に説明させていただきます。

今回の財源ということですが、町からの繰入金が大い金額となっております。と申しますのは、総務管理事業、総務費、そちらに関しましては、町の単独という扱いになりますので、そちらの部分が多くなっているという状況でございます。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第69号 令和6年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての件
を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第27 町長提出議案第70号 令和6年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第1号）について

○議長（飯塚賢治君） 日程第27、町長提出議案第70号 令和6年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第70号 令和6年度上里町後期高齢者医

療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

本補正予算は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ40万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,584万7,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款3繰入金は、40万円の増額補正で、事務費繰入金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対しまして40万円を追加し、4億4,584万7,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款1総務費が、40万円の増額となり、会計年度任用職員の給与費の増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対しまして40万円を追加し、4億4,584万7,000円とするものでございます。

以上、令和6年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第70号 令和6年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第28 町長提出議案第71号 令和6年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（飯塚賢治君） 日程第28、町長提出議案第71号 令和6年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第71号 令和6年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

上里町水道事業会計補正予算書の最初のページを御覧ください。

第1条、令和6年度上里町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第2条、令和6年度上里町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

今回の補正につきましては、人事院勧告に伴う給与改定により職員給与費に不足が生じるため、増額補正を行うものでございます。

支出予算につきましては、第1款事業費を既決予算額に対しまして169万2,000円増額し、5億1,190万7,000円とするもので、第1項営業費用を増額する補正でございます。

第3条、予算第10条に定めた経費の金額を次のとおり改めるものでございます。

(1)職員給与費を既決予定額に対しまして169万2,000円増額し、5,155万3,000円と改めるものでございます。

以上、令和6年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第71号 令和6年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第29 町長提出議案第72号 令和6年度上里町下水道事業会計補正予算（第1号）
について

○議長（飯塚賢治君） 日程第29、町長提出議案第72号 令和6年度上里町下水道事業会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第72号 令和6年度上里町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

上里町下水道事業会計補正予算書の最初のページを御覧ください。

第1条、令和6年度上里町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第2条、令和6年度上里町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

今回の補正につきましては、人事院勧告に伴う給与改定により職員給与費に不足が生じるため、増額補正を行うものでございます。

支出予算につきましては、第1款下水道事業費用を既決予定額に対しまして30万4,000円増額し、3億393万7,000円とするもので、第1項営業費用を増額する補正でございます。

第3条、予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改めるものでございます。

(1)職員給与費を既決予定額に対しまして30万4,000円増額し、2,982万円と改めるものでございます。

以上、令和6年度上里町下水道事業会計補正予算（第1号）の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第72号 令和6年度上里町下水道事業会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第30 町長提出議案第73号 令和6年度上里町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について

○議長（飯塚賢治君） 日程第30、町長提出議案第73号 令和6年度上里町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第73号 令和6年度上里町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

上里町農業集落排水事業会計補正予算書の最初のページを御覧ください。

第1条、令和6年度上里町農業集落排水事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第2条、令和6年度上里町農業集落排水事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

今回の補正につきましては、人事院勧告に伴う給与改定により職員給与費に不足が生じるため、増額補正を行うものでございます。

支出予算につきましては、第1款農業集落排水事業費用を既決予定額に対しまして2万1,000円増額し、1,555万3,000円とするもので、第1項営業費用を増額する補正でございます。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改めるものとさせていただきます。

(1)職員給与費を既決予定額に対しまして2万1,000円増額し、154万6,000円と改めるものとさせていただきます。

以上、令和6年度上里町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第73号 令和6年度上里町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎町長挨拶

○議長（飯塚賢治君） ただいま町長より発言の許可を求められております。

町長の発言を許可いたします。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 議長のお許しをいただきましたので、令和6年第6回上里町議会定例会の終了に当たり、御礼の挨拶をさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、大変お疲れさまでした。本定例会に提出しました条例をはじめとした関係議案、一般会計補正予算、特別会計補正予算、事業会計補正予算につきまして、慎重御審議の上、御議決を賜り、厚く御礼申し上げます。

これからますます寒さも厳しくなりますが、健康管理に十分注意をしていただき、引き続き

町政の発展・推進につきまして、格段の御支援・御協力をお願い申し上げまして、御礼の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（飯塚賢治君） 暫時休憩いたします。議員はそのままお待ちください。

それでは、再開は1時30分からいたします。よろしくお願いいたします。

午前11時43分休憩

午後1時30分再開

○議長（飯塚賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程の追加について

○議長（飯塚賢治君） お諮りいたします。

ただいま、猪岡壽議員ほか12名から、意見書第8号 美里町の埼玉県議会議員選挙区を北第3区から北第2区に戻すことに関する意見書（案）についての件、次に、沓澤幸子議員ほか3名から、意見書第9号 学費値上げを中止し、値下げし「学費ゼロ」を求める意見書（案）についての件、次に、沓澤幸子議員ほか3名から、意見書第10号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書（案）についての件、以上3件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書第8号 美里町の埼玉県議会議員選挙区を北第3区から北第2区に戻すことに関する意見書（案）についての件、意見書第9号 学費値上げを中止し、値下げし「学費ゼロ」を求める意見書（案）についての件、意見書第10号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書（案）についての件、以上3件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◇

◎日程第31 意見書第8号 美里町の埼玉県議会議員選挙区を北第3区から北第2区に戻すことに関する意見書（案）について

○議長（飯塚賢治君） 日程第31、意見書第8号 美里町の埼玉県議会議員選挙区を北第3区から北第2区に戻すことに関する意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

7番猪岡壽議員。

〔7番 猪岡 壽君発言〕

○7番（猪岡 壽君） 皆さん、こんにちは。

議席番号7番の猪岡壽です。また、議会運営委員会委員長の猪岡壽です。

御提案申しあげました美里町の埼玉県議会議員選挙区を北第3区から北第2区へ戻すことに関する意見書（案）について、提案説明を申し上げます。

埼玉県議会の平成26年9月定例会において「埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」の改正が行われました。

このことは、児玉郡市の一体性やこれまでの経緯等から、児玉郡の町民及び本庄市民から到底理解が得られません。児玉郡市広域市町村圏組合は、日常生活圏の一体的な整備推進をする目的で、本庄市、美里町、上里町、神川町の1市3町で構成されており、消防及び救急並びに清掃や斎場等の広域行政を共同で実施しているほか、本庄地方拠点都市、定住自立圏及び教育行政等も同じ構成で事業を行っております。さらに保健所、県土整備事務所を始めとする県の出先機関や医師会、埼玉ひびきの農業協同組合等の民間団体の構成も同様であります。

以上のことから、埼玉県知事に対し、埼玉県議会議員の選挙区を見直し、児玉郡及び本庄市が一つの選挙区となるよう強く求めるため、意見書を提出するものであります。

議員各位には、何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 提案者にちょっとお聞きしたいんですが、今の提案説明の中で、JAひびきの農協というのは営利団体ですよ。共同生活体であるのは間違いないんですが、これはどうして一緒に考えなきゃいけないか。

我々は、あくまでも選挙区に関することを視点にしているわけですね。それを要するに要望を出すわけだから、営利企業等を参考までに出すというのは、どういう意図があって出したんでしょうか。

○議長（飯塚賢治君） 7番猪岡壽議員。

〔7番 猪岡 壽君発言〕

○7番（猪岡 壽君） 確かに埼玉ひびきの農業協同組合等につきましては、民間団体でございますけれども、本庄市、児玉郡で一体となってやっている事業でありますので、あえて入れさせていただきました。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより意見書第8号 美里町の埼玉県議会議員選挙区を北第3区から北第2区に戻すことに関する意見書（案）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。



◎日程第32 意見書第9号 学費値上げを中止し、値下げし「学費ゼロ」を求める意見書（案）について

○議長（飯塚賢治君） 日程第32、意見書第9号 学費値上げを中止し、値下げし「学費ゼロ」を求める意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 皆さん、こんにちは。

議席番号12番の沓澤幸子です。

意見書第9号 学費値上げを中止し、値下げし「学費ゼロ」を求める意見書（案）について、意見書を読み上げて説明とさせていただきます。

大学の学費値上げが、大きな社会問題となっています。もともと日本の異常に高い学費の解決は学生・国民の切実な願いの一つです。ところが、私立大で毎年のように値上げが続いています。

高学費によって学生生活は限界にきています。私立大学の初年度納付金は平均で約148万円、国立大でも約82万円にもなっています。そのなかでアルバイトと貸与奨学金なしには学生生活が成り立たない状況が“当たり前”になっています。学生の8割がアルバイトに従事し、3人に1人が貸与奨学金を借り、平均で300万円の奨学金という「借金」をかかえて社会に出ざるを

えない状況です。

ところが、東京大学が年10万円余の値上げを発表し、社会に大きな衝撃を与え大学の学費値上げが大きな社会問題となるなか中で行われた、総選挙で主要政党すべてが公約に「教育無償化」や「教育費の負担軽減」をあげました。今こそ、「学費値上げを中止し、先ずは値下げに踏み出し、学費ゼロ」の社会に向けて力を合わせる時です。よって、政府におかれましては次の対策をとるよう強く求めます。

一、国の助成を増やし、高等教育（大学、短期大学、専門学校）の学費を半減に引き下げる
こと。

一、実際に入学しなくても返還されない入学金は日本特有の制度であり、廃止すること。

一、給付型奨学金を中心とした奨学金制度に改善するとともに、支給対象と支給額の拡大を
図ること。

一、独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金の返還を国の支出によって半額免除する
こと。

以上となっております。

慎重審議いただきまして、御議決賜りますようお願いして、提案説明とさせていただきます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

○議長（飯塚賢治君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 1点教えてください。

4つある一番初めの、国の助成を増やし云々とありますけれども、これ、財源はどうするんですか。

○議長（飯塚賢治君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 財源につきましては、我が党の考え方を言いますと、GDPの割合、OECDの36か国の中でも、教育費に割いている支出が下から2番目と非常に低いというところにありますので、財源的には我が党は、大企業の利益、積み足してきた、いわゆる本来であれば労働者に還元すべきお金が、非正規労働者を増やすことによって賃金を安く抑えて、利益を多く膨らませて、コロナ禍の中でも積み足してきたという、その内部留保に課税をしていく。

あとは、それは、内部留保に課税することが二重課税だというような意見も、一方ではあるんですけども、そもそもそこがないとしても、法人税はずっと税率が下がってきていますの

で、そういうところに応分の負担を求めていくという考え方を持っています。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） それは分かりますけれども、今、国では最低賃金を上げるとか、また、来年の春はベースアップというふうに企業に求めていますよね。

こういう話もあるんですよ、ベースアップとか最低賃金を上げると、今、103万円の壁とか何とかと騒いでいますけれども、150万円にするとかいう案が出ていますけれども、これをやると、今度は労働者が、要するにパートタイマーとか、そういった方が働き控えをしちゃうと。要するに、私もあんまり全部、全て分かっているわけじゃないんですけれども、やっぱりある企業の方に聞くと、今度は労働者を確保するのが難しいというふうな声も聞こえています。

だから、一概に最低賃金を上げるとか、今ちょっと趣旨が離れちゃっていますが、企業にそうやって負担ばかりかけると、内部留保って、大企業で内部留保を持っているのは知っていますよ、分かっているつもりです。でも、それはそれで、そういった考え方でいくと、やはり、あらゆる、一つをよくしようとする、ほかにしわ寄せがいっぱい来るとい、要するに世の中の流れがそういうふうになっているんですよ。

だから、一概にこうやって、共産党の方針はこういう考え方なんでしょうけれども、やはりそれは党を超えて議論しなくちゃいけないことであって、考え方はいいんですけれども、ちょっと私は、そういった総合的に考えて、企業側、それから働く側、要するにそのバランスをちゃんと考えた上でこういうことを言わないと、俺はいけないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（飯塚賢治君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 先ほど、財源はということなので、我が党の考えを私は一番分かるので言ったんですけれども、今回の衆議院選挙の主要政党の教育に対する公約を、ここで全部読み出してもあれなんですけれども、それぞれの政党が負担軽減ないしは無償化を挙げているんです。ですので、それぞれの政党がそれぞれの、財源をどこに求めるかという考え方を持っていると思うんです。

私は我が党の考え方を述べましたけれども、それぞれの政党が、やっぱり無償化にしたいという考えを持って議論を交わすことで、それは実現可能なのかなというふうに思っています。共産党の考えだけを押しつけるつもりもないです。もっともっとすばらしい提案がされれば、そこで合意できる場所がある。しかしながら、教育は非常に高く、今、東大のほうで引き

上げるとなると、独り暮らしだと家庭から通っている以上にお金が、400万円ぐらい余分にかかるという、そういう試算もあります。そうすると、本当に教育格差、本当は学びたいのに諦めざるを得ないとか、そういうことにもつながっていくことですし、やっぱり若者が学ぶことは、最終的には社会に貢献されることですので、そういう立場で考えています。

103万円の壁のことについては、社会保障の106万円と130万円の壁とか、複雑なことがありますので、ちょっと別なところで議論させていただければというふうに思います。学費値上げのところとは直接関係ないので、答弁は控えさせていただきたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） じゃ、ちょっと質問というか、考え方を改めて話してみたいと思うんですけども、今、我々の時代と違って、大学を受験というか、大学へ行って学びたいという生徒、人は、ほぼ100%なんですよね。

ということ、それ裏づけると、どういうことかという、じゃそういう100%で、ほとんど自分が、自分の希望というか第1希望じゃなくても、入って勉強したいという人がそのくらいいるということなんですよ。ということは、反面、それだけの要するに経済的な余裕というのもある程度あるから、また、今問題になっている学生のアルバイトですね。そういうことでカバーできるから、100%に近い時代になっているんですよ。

ということは、授業料半減だとか、最終的には無償化というの、確かに教育というのは無形財産で、俺も大事で、1回、2回ぐらいかな、一般質問しています。だから、教育は大事ですよ。無形財産で、泥棒に入っても持っていかれない、頭の中に入っているから。そうすると、ちゃんと教育を受けるとちゃんとした納税者になれるという、こういういいサイクルになるんですよ。それは分かっています。

だけれども、先ほど言っているように、今は第1希望じゃなくても、第1希望落ちちゃっても第3希望でもいいやという人は、ほとんど全入学時代ですよ。ということは、それだけ家庭においても、繰り返しちゃいますけれども、ある程度の余裕はある。値上げするということは、大学においても、やはりこれだけ日常生活の、食料品でも何でも上がっていますよ。その中で大学の運営するにも、これはかなり厳しいんじゃないのかな。まして、国立大学が値上げするというんですから、よほどの懐事情じゃないのかなというふうに私は考えます。

ですから、結論から言えば、それだけの余裕がある家庭のお子さんが大学受験して、4年間学ぼうというのであるから、そんなに急いで、こんな急々にやる必要はないんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（飯塚賢治君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 大学の学費は、2012年に国際人権規約の高等教育無償化条項についての留保を、日本政府もずっと言われて続けてきて、やっと撤回して、高等教育を無償化することを公約したことがあったんですね。それをほごにしてきていて、大学に出す補助金など削ってきていることに加えて、物価高騰等で必要経費がかさむために、やむを得ず、国公立の大学においても値上げのことが出てきてしまったという現状だと思います。

齊藤議員の考え方は、100%近い子どもさんたちが大学に行っている時代だから、みんな財政力があるんじゃないかと、それは違うと思いますね。それはなぜかということ、所得が減ってきていて、上里町で見ていただいても、所得階層、非常に低いですよ。県内でも低いほうにあります。でも、上里の子どもたちも、多くが大学に通っていると思います。

その結果が、アルバイトであったり、勉強する時間がなくて疲れ切ってしまうほど、週5日間働いているという学生もいますし、奨学金を借りて、そして、お勤めしてから分割で払っている。その結果が、なかなか結婚ということが選べない、自分の借金を抱えて、付き合っている人も借金を抱えてという現状で晩婚化していくという、そういう傾向があると思うんですね。どれが決定打ということとは言えませんが、そういう実情が起こっているのではないかと、いうふうに考えております。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

1番石井慎也議員。

〔1番 石井慎也君発言〕

○1番（石井慎也君） 1番石井です。

先ほど説明をしていただいた意見書に対して、私は反対の立場で討論したいと思います。

まず、反対としましては、国公立と私立とを切り離して、この意見書に対しては、自分は考えるべきだという考えを持っております。

それはやはり、全ての大学、全ての教育費を無償にするということは、非常に素晴らしいことなのかなとは思いますが、私立はあくまで私立というふうに自分は捉えております。なので、やはり行きたいところに行くというのであれば、お金を払っていくということが筋かなとは思いますが。

ただ、やはり全ての家計が余裕があって、私立に行けるわけではないというのは、すごく分かります。ただ、やはりそういう道を残す意味でも、国公立の学費を無償にする、国公立なら

頑張って勉強すれば行けるという道をつくるのは、すごくいいのかなと思ひまして、自分は今回、半分は賛同できるんですけども、やはり全てとなると、ちょっと違うのかなというふうにお思ひまして、反対の討論とさせていただきます。

○議長（飯塚賢治君） ほかに討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより意見書第9号 学費値上げを中止し、値下げし「学費ゼロ」を求める意見書（案）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第33 意見書第10号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書（案）について

○議長（飯塚賢治君） 日程第33、意見書第10号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 議席番号12番の沓澤幸子です。

意見書第10号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書（案）について、意見書を読み上げて提案説明とさせていただきます。

民法第750条は、「夫婦は婚姻の際に夫または妻の氏を称する」と定めていますが、世界で夫婦同姓を義務づけている国は日本だけです。国連の女子差別撤廃委員会は日本政府に対して4度にわたり、女性が婚姻前の姓を保持することを可能とする法整備を勧告しています。夫婦別姓を可能とする法改正はまったなしです。

結婚時に改姓するのは、現在も女性が約95%です。姓の変更を強制していることは、仕事や社会生活を送る上での様々な不便・不利益をもたらし、自分のアイデンティティを奪われると感じるなど、個人の尊厳を脅かしています。多くの女性が仕事や研究などで築いた信用や評価を損なう例や、旧姓を通称使用しても金融機関等との取引や海外渡航の際の本人確認、公的機関・企業とのやり取り等に困難を抱えています。

家族の在り方は多様化し、夫婦・家族のかたちはさまざまです。個人の選択に寛容な社会を

つくっていくことが急務です。

夫婦同姓の強要は戦前の家制度の名残です。1996年には法務省の法制審議会が民法改正を答申しましたが、実現されないまま四半世紀が経過しています。近年の世論は選択的夫婦別姓の導入に賛成する意見が高い割合をしめています。経団連などからも現行制度は個人の活躍を阻害し、様々な不利益をもたらすとして、早期導入を求める要望が出されています。法的根拠のある生まれ持った氏名でキャリアを継続できることから、「女性活躍」の推進にも寄与すると考えられます。よって、国会及び政府においては、男女が共に活躍できる社会実現のためにも、選択的夫婦別姓を法制化することを強く求めます。

以上です。以上で提案説明の理由とさせていただきます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） 少し、これは今、いろいろ国会等でも議論されているところなんですけれども、私個人的に考えれば、夫婦が別に名前というの、別にいいと思うけれども、では、できた子どもはどっちの名前を使うのかというのが、何かどこかいつちゃっているような感じなんですよ。

これ、子どもが今度は、じゃお母さんのほうの名前、俺はおやじのほうの名前というふうになっちゃうと、家庭というのはい体何なのかなというふうに心配があって、今質問しています。もしそうだったら、沓澤さんのほうからそういうことについて、答弁お願いしたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 選択的夫婦別姓制度は、全員強制的に別々を名のりなさいと言っているわけではなくて、選択ができますよということで、同姓がいいですということであれば、どちらかの姓に統一すればいいわけですし、やっぱりキャリアの関係とか、いろんな自分の考え方で、大好きな生まれ持った名字をずっと持ち続けたいという場合には、それが選択できるということでもあります。

お子さんについて、そういうことが悩ましいという考えを持つ御夫婦であれば、同一を選択すればいいことですし、双方で結婚するパートナー同士が選択できることであるというふうに思います。

ちなみに、アメリカやイギリス、オーストラリアなどでは、選択的夫婦別姓が認められてい

ますし、フランスや韓国、中国などでは、原則別姓、生まれ持ったまま結婚するという事になっています。そういった国が、お子さんとパパの名前、お子さんとママの名前が違ったからといって、それが理由でうまくいかないということは、そういう統計というのはないわけです。

日本においても、結婚して同じ氏を名のっているけれども、離婚するというケースもありますので、そうした心配はないというふうに考えます。

○議長（飯塚賢治君） ほかに。

5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） 今、強制的じゃないという話なんですけれども、ある程度制約が出てくるかなというように心配しているわけです。ですから、子どもが2人だけのときはまだママとパパのところだけけれども、また3人目となると、家族構成って非常に難しいんじゃないかなと思うんですよ。

だから、国のほうでもそういう、今問題になっているのが、そこまで踏み込んでやっているかなというので、今質問しているわけです。これは強制とか、そういうんじゃないで、じゃ自由でいいですよと、今までのままでいいですよという人と、変えたときはどうなんですかと、ある程度この法案というのを出せば、制約が出てくるかなというふうに思うんですよ。それは今の議論の中でも、そういうことがちょっと出てきていないんじゃないかなと思うんで、沓澤議員にもう一回答弁をお願いします。

○議長（飯塚賢治君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） デメリットとして、家族の一体性が壊れるということを挙げられて、なかなか法整備に進んでこなかったという経過は、日本の中では確かにあったというふうに思います。

しかしながら、先ほども述べましたとおり、選択できる、今まで結婚するのに氏を統一しなければいけないがために、どうしても自分の代で自分の氏を失いたくないと、例えば長男と長女同士だったりした場合に、どうしてもこの名前を続けたいとか、あとはキャリアがあって、今、晩婚になっていますので、キャリアを積んで、この名前で社会的評価を得ていると。だけれども、旧姓を名のることはできるわけなんですけれども、通称使用だと公的機関ではやっぱり認められない。だから、複数の名前を持つみたいな形になるわけですね。だから、そういうことで苦勞して、本当は結婚したいけれども、正式な結婚をしないで、一応一緒に暮らすけれども、正式な結婚を諦めざるを得ないという方たちがいたことも事実だと思います。

ですので、選択的夫婦別姓が認められれば、自由に、今まで苦しんできた方たちも救われま

すし、結婚して一緒の氏を名のるというパターンも認められるわけですから、問題が減ってくるのではないかなというふうに考えます。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） 私が聞いているのは、そういうことを皆さんで理解をしているかといえ、今そういう問題が出てきていること自体が、ある家の、例えば私の家でそういうことが出てきて、別の名前名をのりたいたんだよと、それが日本全国に、統一じゃないけれども、そういう方向というのは、出してもおかしくないというような話なんですけれども、先ほど言ったように、これは非常に後々、同居の親族となっちゃうんですよ。同居だけでも違う人が住んでいると。こういうところというのが、あんまり今、報道なんかによると、議論をされていないと思うんですよ。

先ほど言ったように、子どもが、2人、3人とできたときに、みんなばらばらの名前って、子どもにも選ぶ権利があるということになると、父親、母親の義務の点から、そういうのがなくなっちゃうんじゃないかなとって、今質問しているんですよ。そこら辺のところを沓澤議員にも、ちょっともう一回説明をお願いします。

○議長（飯塚賢治君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 名前が統一しないと親の義務が果たせないんじゃないかというような質問に聞こえたんですけども、それは先ほど述べましたように、他の国々では、日本だけなんです、統一しなければ結婚が認められないのは。よその国々の家族が、じゃ、親としての義務が果たせないかということはないわけですので、名前が別々であっても、家族としての責任は十分果たせるというふうに考えています。

これは意見書ですので、法整備の細かいことになると、国のほうでしっかりと議論してやってくれることだというふうには思うんですけども、心配されている意味がちょっと分からないんですよ。世界でただ一つ、日本だけですから。世界の国々の家族の在り方がおかしいというふうには思わないわけで、大丈夫だというふうに思うんですけども。

○議長（飯塚賢治君） 5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） おかしいということじゃなくて、先ほどから言っているように、名前が、一家の同じ家に住んでいて、うちは女房の旧姓はネギシなんですけれども、こっちはネギシ、こっちは高橋と、こういうやつがどこまで、そういうことが議論されて、こういうことに

なってきたのかというのが目に見えないんですよ。

日本はこういう制度だといって、よその国はそうじゃないよという話をしているんですけども、やっぱり日本の決め方であるんで、これを絶対守らなきゃということはあると思うんですけども、生まれてきた子どもに対して、どっちがどっちということを、そこまで議論したのかと聞いているんです。

○議長（飯塚賢治君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） この選択的夫婦別姓制度の問題は、弁護士さんなども繰り返し意見書を国会のほうに上げているわけなんですね。やっぱりこれは、憲法にのっとっても問題がある部分だと思うんです。

家の中に別の名前があって、どうなんだという議論もありますけれども、それでは夫婦別姓を望む方たちは、正式な婚姻届を出さずに一緒に暮らして、本当に家族として一緒に暮らしている方もいるわけですよ。それこそ何の保障もないわけなんですよ。

例えば、パートナーが病気になって、入院して手術が必要となっても、その人は保証人とか、面会とかもできないわけですよ、家族として認められていないから。あと、相続なんかもできないわけですよ。本当は結婚したいけれども、氏を統一できないために、そういう関係になってもそうです。そういうところからいくと、きちっとそうした方たちも含めて、自分が結婚したいと双方が思ったときには自由に結婚できる、逆にそういうことにプラスに、誰も選択的夫婦別姓制度が導入されて困る人はいないと思うんです。今まで困っていた人は救われるし、今までで不自由がなかった人はそのままいいわけです。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありますか。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 今の議論聞いていて、分からないでもないんですけども、今提案者から、外国、日本以外の例を出してくれましたけれども、私も韓国ドラマなんか見るんですけども、確かに結婚しても、旦那さんは旦那さんの氏、奥さんは奥さんの氏というふうになっているようですね。

日本はこういった民法で定まっているから、これにのっとって従っているわけですけども、ある面、これは民法ができる前はどうだったのかというと、かなり昔に遡るわけですけども、やはり婚姻した場合は、男性の氏を名のっていたんじゃないのかなと思うんですよ。これ恐らく、明治頃できたわけだと思うんですけども、ちょっと横へずれますけれども、韓国でも、フランスの例も出しましたけれども、日本もこういう制度があるということは、一種の文化み

たいなものじゃないのかなと思うんですよ。もっと奔放的な民主主義の自由国であるアメリカなんていうのは、結局、合衆国と言われるぐらい、いろんな国から移民族が、移民で出来上がっている国ですよ。だから、いろいろな文化があるんですけども、やはりそういった中で、変えるのはすごく、アメリカなんかは簡単にできると思うんですけども、日本というのは古来の文化的な、さっき言った、文化がちょっと邪魔しているのかなという気がするんですよ。

だから、選択できるというのは、それはいいのかもしれないけれども、いずれにしても、いろんな意見があろうかと思うんですけども、どうなんですかね、やっぱりこれいじっちゃって、一番心配するのは途中で、これまた選択的だから、途中で、今の齊藤は嫌だから今度違うのにするよ、女房のほうにするよという、これも選択して途中でできることになりますよね、そういうことはね。そういうのはちょっと違うかもしれないけれども、いろんな自由が利くというのは、何か文化的にもどうなのかなという気がするんですけども、どうでしょうかね。

○議長（飯塚賢治君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 長いこと、こういう制度でやってきましたのでね。

だけれども、今、日本の社会も変わってきていて、昔は男性が働いて、女性は家庭でという、そういうスタイルが多かったと思うんですね。しかしながら、今は女性も働いて、共働きが当たり前みたいな社会になっていきますと、女性も旧姓でキャリアを積んでいって、そういう人たちと取引だとか、旧姓での信頼関係をつくっているわけなんですね。

それで、いまだにやっぱり統一するとなっても、圧倒的多数が男性の名前のほうに統一する。だから、男性側はあまり不便を感じていないかもしれないんですけども、名前を変えるとあらゆる手続を要します。そういうことを働きながらやっていかなくちゃいけない。また、マイナンバーカードや住民票、マイナンバーカードができましたので、住民票とかそういうものへの旧姓併記が可能になっているわけなんですけども、でもやっぱり、海外で本人確認書類として認められないことも、日本独特の制度なのでね。そういうこともあったりして、やはり非常に大変な思いをすることがあるというふうに聞いています。

ですので、選択的夫婦別姓を導入したから全部別姓になるよということではないと思うんですね。本当にそうやって苦しい思いをしている人たちが、これによって助けられるんじゃないかなというふうに考えます。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより意見書第10号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書（案）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立多数であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後2時20分休憩

午後2時40分再開

○議長（飯塚賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程の追加について

○議長（飯塚賢治君） お諮りいたします。

この際、常任委員の所属変更についての件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 御異議なしと認めます。

よって、常任委員の所属変更についての件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたします。

◇

◎日程第34 常任委員の所属変更について

○議長（飯塚賢治君） 日程第34、常任委員の所属変更の件を議題といたします。

総務経済常任委員の黛浩之議員から文教厚生常任委員に、文教厚生常任委員の飯塚賢治議員から総務経済常任委員に、議会広報広聴常任委員の飯塚賢治議員から黛浩之議員に、それぞれ常任委員会の所属を変更したいとの申出があります。

お諮りいたします。

飯塚賢治議員及び黛浩之議員から申出のとおり、それぞれ常任委員会の所属を変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 御異議なしと認めます。

よって、それぞれ常任委員会の所属を変更することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 4 2 分休憩

午後 3 時 1 0 分再開

○議長（飯塚賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、文教厚生常任委員会を開催し、副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告します。

文教厚生常任副委員長に戸矢隆光議員、以上のとおりであります。

◎日程の追加について

○議長（飯塚賢治君） お諮りいたします。

ただいま、児玉郡市広域市町村圏組合管理者より、広域市町村圏組合議会議員の欠員に伴い、後任議員の選出依頼がありました。

この際、児玉郡広域市町村圏組合議会議員の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、児玉郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

◎日程第 3 5 選挙第 9 号 児玉郡市広域市町村圏組合議会議員選挙について

○議長（飯塚賢治君） 日程第35、選挙第 9 号 児玉郡市広域市町村圏組合議会議員選挙についての件を議題といたします。

これより児玉郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第108条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

児玉郡市広域市町村圏組合議会議員には、3番金子義則議員と6番飯塚賢治議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました3番金子義則議員と6番飯塚賢治議員を児玉郡市広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました3番金子義則議員と6番飯塚賢治議員が児玉郡市広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

児玉郡市広域市町村圏組合議会議員に当選されました3番金子義則議員と6番飯塚賢治議員が議場におりますので、議会規則第33条第2項の規定により告知いたします。

なお、当選されました3番金子義則議員と6番飯塚賢治議員は、後ほど文書にて当選承諾書の提出をお願いいたします。

◇

◎日程の追加について

○議長（飯塚賢治君） お諮りいたします。

ただいま、本庄上里学校給食組合管理者より、本庄上里学校給食組合議会議員の欠員に伴い、後任議員の選出依頼がありました。

この際、本庄上里学校給食組合議会議員の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、本庄上里学校給食組合議会議員の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

◇

◎日程第36 選挙第10号 本庄上里学校給食組合議会議員選挙について

○議長（飯塚賢治君） 日程第36、選挙第10号 本庄上里学校給食組合議会議員選挙について

の件を議題といたします。

これより本庄上里学校給食組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

本庄上里学校給食組合議会議員には、4番戸矢隆光議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4番戸矢隆光議員を本庄上里学校給食組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました4番戸矢隆光議員が本庄上里学校給食組合議会議員に当選されました。

本庄上里学校給食組合議会議員に当選されました4番戸矢隆光議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

当選されました4番戸矢隆光議員から、承諾及び挨拶をお願いいたします。

〔4番 戸矢隆光君発言〕

○4番（戸矢隆光君） 本庄上里学校給食センター委員として、ほかの2名の議員と共に町の代表として頑張っておりますので、皆様方の協力をよろしく願いいたします。

◎日程第15 議員の派遣について

○議長（飯塚賢治君） 日程第15、議員の派遣についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

来る令和7年1月22日、児玉郡町議会議長会主催である児玉郡町議会議員後期研修会上里

町議会議員を派遣したいので、地方自治法第100条第13項及び上里町議会会議規則第128条の規定により議会の議決を求めます。

本件は議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は議員を派遣することに決定いたしました。

◇

◎総務経済常任委員会及び文教厚生常任委員会並びに議会広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（飯塚賢治君） 次に、総務経済常任委員会委員長及び文教厚生常任委員会委員長並びに議会広報広聴常任委員会委員長より、会議規則第73条第1項の規定により、閉会中の所管事務調査通知書が提出されました。

委員長の通知のとおり、閉会中の総務経済常任委員会及び文教厚生常任委員会並びに議会広報広聴常任委員会の所管事務調査を了承いたしましたので、これを報告いたします。

◇

◎議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（飯塚賢治君） 次に、議会運営委員会委員長より、会議規則第73条第2項の規定により、閉会中の所管事務調査通知書が提出されました。

委員長の通知のとおり、閉会中の議会運営委員会の所管事務調査を了承いたしましたので、これを報告いたします。

◇

◎議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（飯塚賢治君） 次に、議会運営委員会委員長より、次期定例会の会期日程等について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査をしたい旨の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することを決定いたしました。

◇

◎閉 会

○議長（飯塚賢治君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和6年第6回上里町議会定例会を閉会いたします。
大変にお疲れさまでした。

午後3時19分閉会